

○登米市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱

平成28年3月1日

告示第60号

改正 平成30年12月28日告示第266号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第7条第1項に掲げる生活困窮者就労準備支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、法及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、登米市とする。

2 市長は、事業の全部又は一部を、適正かつ効果的に実施することができると思われる法人格を有する団体へ委託することにより実施することができるものとする。

(支援対象者)

第3条 事業による支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、市内に住所を有し、法第3条第4項に規定する雇用による就業が著しく困難な生活困窮者とし、登米市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（平成27年登米市告示第295号）第4条第1号に掲げる自立相談支援を実施する機関が作成した支援の種類、内容等を記載した自立支援計画に基づき、就労準備支援を受けることが適当と判断された者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業による支援が必要と認める者を、同項の規定に準ずる者として支援対象者とすることができる。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 就労準備支援プログラムの作成及び見直し 支援を効果的かつ効率的に実施するため、支援対象者が抱える課題、支援の目標等具体的内容を記載した就労準備支援プログラムの作成及び支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。
- (2) 日常生活の自立に関する支援 社会参加に必要な生活習慣の形成及び回復のため、定時に起床し、出勤する習慣付、短時間の軽微な業務を通じた挨拶、言葉遣い等の訓練及び自ら健康及び生活管理を行う意識の醸成を行う。
- (3) 社会生活の自立に関する支援 就労の前段階として、社会的つながりの重要性の認識及び就労意欲の喚起を図るため、訓練を受けている者同士が協力して業務を行うこと及びボランティア活動への参加等の訓練を行い、社会参加能力の習得を目指す。
- (4) 就労の自立に関する支援 継続的な就労経験の場を提供し、一般就労に向けた技法及び知識の習得、公共職業安定所の利用方法、面接の対応方法等の訓練を行

うこと及び就労に向けた自覚を喚起させ、求職活動に向けた準備を目指す。

(事業実施方法)

第5条 事業の実施方法は、通所による方法を基本とし、セミナー、ワークショップ等を実施するほか、協力事業者において就労体験を実施するものとする。

(事業の実施期間)

第6条 事業の実施期間は、支援対象者の状態に応じて設定するものとする。ただし、省令第5条の規定に基づき、1年を超えない期間とする。

(就労準備支援員の配置)

第7条 事業の実施に当たり、就労準備支援員を配置するものとする。

2 就労準備支援員は、原則として、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。ただし、当分の間はこの限りでない。

第8条 事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 就労準備支援の手引き(平成27年3月6日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)に基づき行うこと。
- (2) 就労体験の利用者は、労働者でないと認められる限りにおいては労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面及び災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。
- (3) 工賃、交通費等個人に対する手当は、事業費から支出しないこと。
- (4) 関係機関と個人情報共有する場合は、本人から同意を得ておく等個人情報の取扱いについて適切な手続を経ること。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月28日告示第266号)

この告示は、平成30年12月28日から施行し、同年10月1日から適用する。